

2024年1月22日

各位

公益社団法人 日本コンクリート工学会

本学会における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する対応について（最終報）

本学会では、前回の第14報にて2023年3月以降の期間における標記の対応に係るお願いと措置をお知らせしておりましたが、現下の感染状況及び5類感染症への移行に鑑み、新型コロナウイルスを対象とした特別措置は全て解除することといたしましたので、お知らせいたします。

なお、今後の学会活動におきましては、引き続き以下の事項につきご配慮賜りますようお願い申し上げます。

■本学会を訪問されます皆様へのお願い

- (1) 季節性インフルエンザを含む感染症予防の観点から、発熱や咳などの症状がある方はご来会をご遠慮ください。
- (2) 職員は、各自でマスク着用の要否を判断し対応させていただきます。

■委員会等の会議について

- (1) 委員会等の判断に基づき、対面形式・ハイブリッド形式・Web形式のいずれかにより開催してください。ただし、対面形式・ハイブリッド形式の会議は原則として対面参加者が職員を除き4名以上の場合とし、対面参加可能者が3名以下の場合にはWeb会議を優先してください。
- (2) 会議室を使用した会議を開催する場合においても、Web会議同様に、会議資料は電子データによる事前配布とし、紙による配布は行いません。
- (3) 開催形式を問わず、会議（WG会議等を含む）を開催した場合には、必ず議事録を作成し、事務局担当者まで送付いただきますようお願いいたします。

■職員の働き方について

職員は、2023年8月1日付「新たな働き方としての在宅勤務と時差出勤の継続のお知らせ」（別紙参照）に基づいて引き続き勤務してまいります。

以上

2023年8月1日

各位

新たな働き方としての在宅勤務と時差出勤の継続のお知らせ

公益社団法人 日本コンクリート工学会

本学会では、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための職員の在宅勤務を、2020年4月10日の第1報から2022年2月7日の第9報へと状況に応じ在宅勤務率の範囲を変えながら実施してまいりました。また併せて、事務所出勤時始業時間を7時～11時の範囲で選択できる時差出勤制度も導入しておりましたが、本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類となったことを受け、その継続について検討してまいりました。今般、新型コロナウイルスが完全収束していない現状と、その先のポストコロナ時代の新たな働き方を踏まえて、以下の通り継続させていただくことといたしましたのでお知らせします。関係各位にはご理解をお願いいたします。

■在宅勤務要領

在宅勤務率0～30%の範囲で各職員の業務状況に応じて実施します。

在宅勤務時の所定労働時間は9時～17時（休憩1時間含む）とします。

■時差出勤要領

事務所出勤時の所定労働時間を職員ごとに以下の3つから選択できるものとします。

8時～16時（休憩1時間含む）

9時～17時（休憩1時間含む）

10時～18時（休憩1時間含む）

■職員へのご連絡について

職員は、在宅にて業務用アドレスにおけるメール対応が可能です。担当者のメールアドレスをご存知の方は、直接担当者にメールでご連絡をお願いします。

以上